

平成29年5月1日

いしのまき農業協同組合

金融円滑化にかかる説明書類の開示

金融円滑化にかかる説明書類について、以下のとおり開示いたします。

以上

金融円滑化にかかる説明書類

平成29年5月1日

いしのまき農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

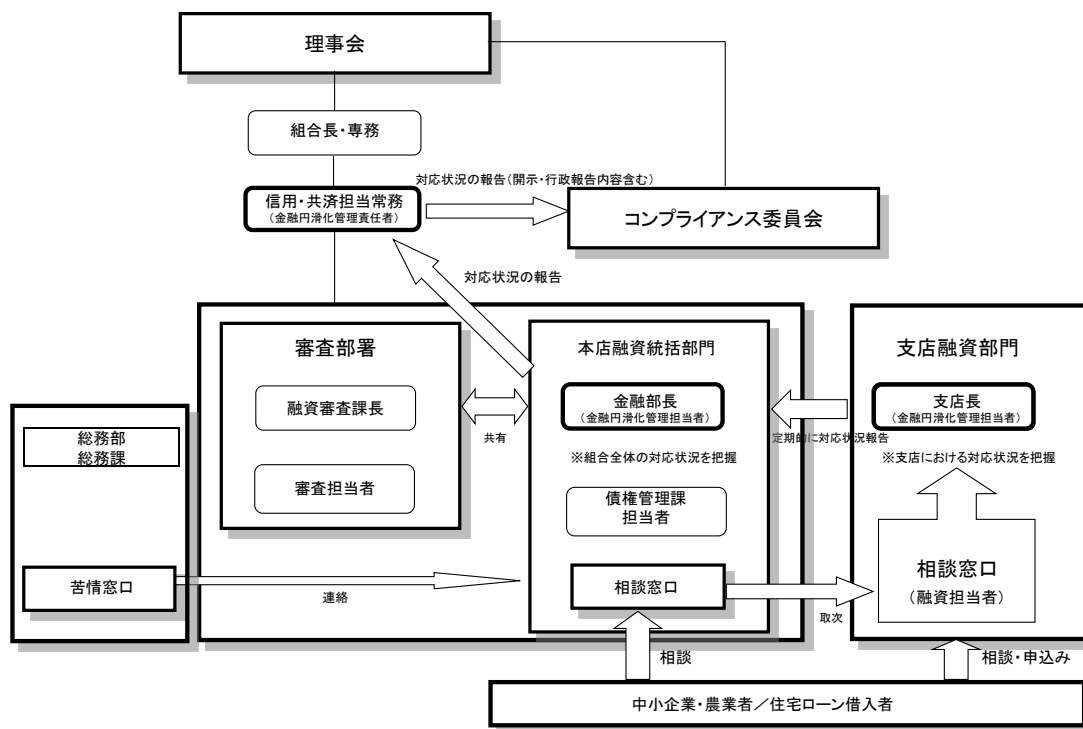
方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

第2 当組合では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)

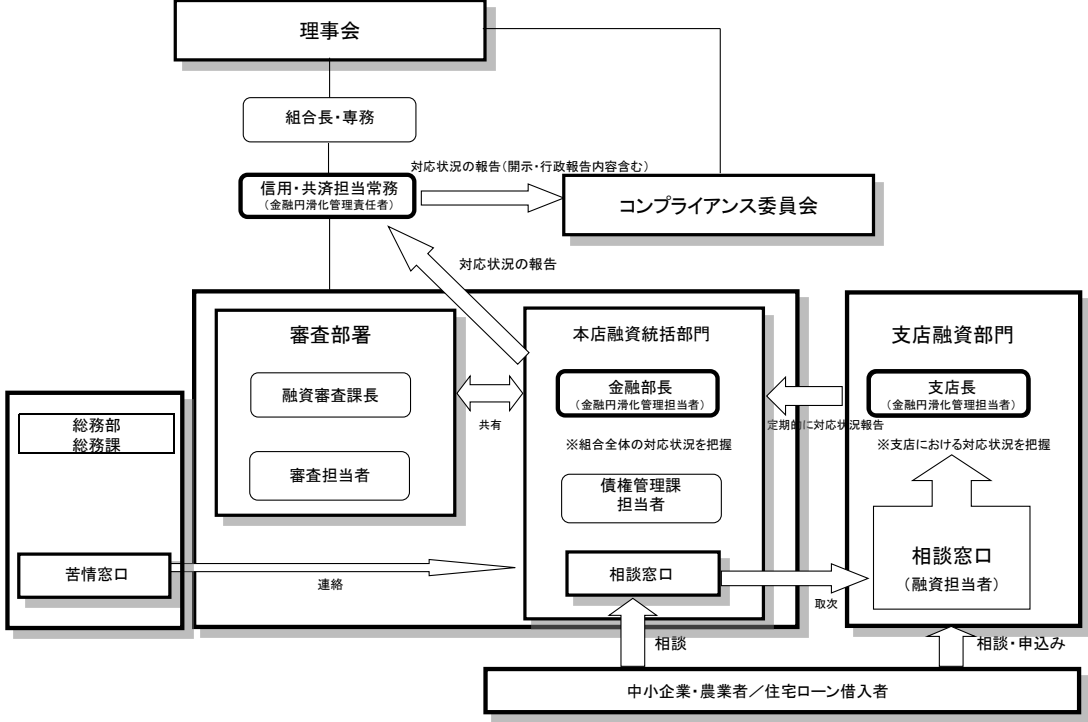


第3 金融円滑化にかかる苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、管理部・総務課に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《 苦情・相談対応の体制の概要図 》

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)



- ・ 本支店の相談窓口は以下の通りです

店舗名	所在地	電話番号
本店	石巻市中里五丁目 1-12	0225-22-1110
石巻支店	石巻市中里五丁目 1-12	0225-22-5141
蛇田支店	石巻市蛇田字中塚 14	0225-95-8170
鹿妻支店	石巻市伊原津二丁目 11-29	0225-25-4090
大街道支店	石巻市大街道南五丁目 1-97	0225-95-7811
稲井支店	石巻市井内字一番 46-2	0225-22-6431
大谷地支店	石巻市小船越字山畑 390	0225-62-3311
北上支店	石巻市北上町橋浦字行人前 183	0225-67-2311
桃生中央支店	石巻市桃生町中津山字永田 21-1	0225-76-3132
河南支店	石巻市和渕字笈入前 1-21	0225-72-4078
矢本支店	東松島市矢本字上河戸 25-1	0225-82-2153
赤井支店	東松島市赤井字川前巻 12-6	0225-82-3130
鳴瀬支店	東松島市小野字新宮前 15-1	0225-87-2001

第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制については、金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について、特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成については経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

- ・ 営農部との連携体制は、営農専任渉外として2名が配置されており、各営農センター渉外担当とあわせ、金融部各支店と連携を図り、農業融資機能の強化に努めています。
- ・ 金融円滑化管理責任部署は、主催する業務研修等の機会を活用して金融円滑化にかかる規則類、留意事項等にかかる教育を行ないます。